

AWAJI POLICE STATION NEWS

淡路警察署だより 9月号

ひょうご防犯ネット

防犯情報等配信システム

犯罪情報や防犯情報などをメールでお知らせします
support@police.pref.hyogo.lg.jp
への空メール送信で簡単登録！

兵庫県警察ホームページ

兵庫県警察を紹介

県警からのお知らせなど役立つ情報を発信中！

兵庫県警察

検索



秋の全国交通安全運動

運動期間
9月21日(水)から9月30日(金)まで

- 交通安全意識を高める日
9月21日(水)
- 交通事故死ゼロを目指す日
9月30日(金)

秋の全国交通安全運動

運動期間	令和4年9月21日(水)から9月30日(金) ○「交通安全意識を高める日」 9月21日(水) ○「交通事故死ゼロを目指す日」 9月30日(金)
運動重点	1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶 3 自転車の交通ルール遵守の徹底

子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

横断歩道合図（アイズ）運動プラス推進中！

横断歩道合図（アイズ）運動 **プラス** + 横断歩道手前減速運動

ダイヤモンドマークは



『この先に横断歩道又は自転車横断帯がある』

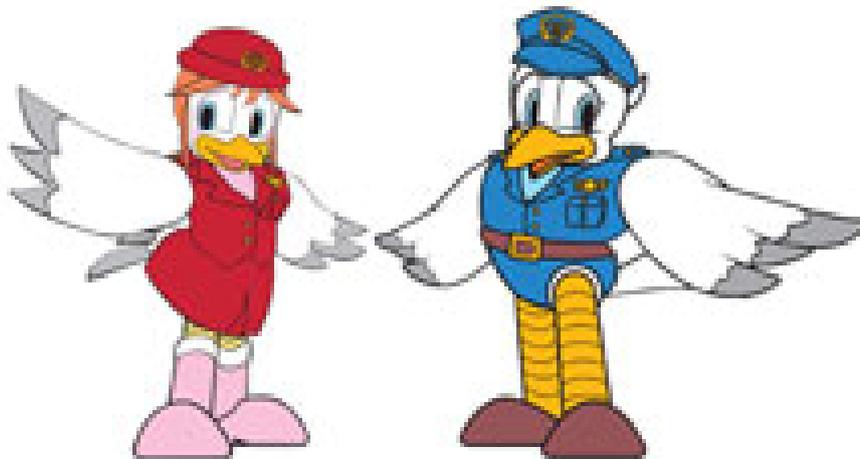
ことを示しています。

このマークを見たら、アクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者等を認めた場合は、確実に停止できる準備をしましょう！

この動作を

『横断歩道手前減速運動』

として、県下全域で推進します。



みんなで実践!! 横断歩道合図（アイズ）運動

特に信号機のない横断歩道で実践しよう!!

■ 歩行者の方へ

- 道路を横断する時は、横断歩道のあるところを渡りましょう！
- 横断歩道を渡る場合、歩行者は接近してくる車のドライバーに横断の合図（手を挙げる動作とアイコンタクト）をしましょう！
- 安全確認の上、横断歩道を渡りましょう！

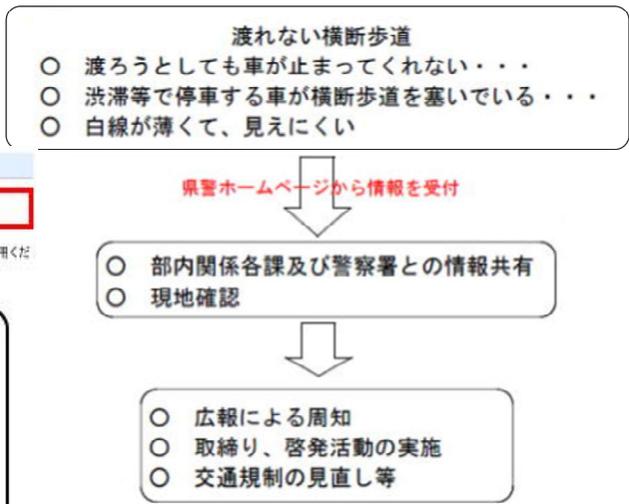
■ ドライバーの方へ

- 歩行者に「渡って下さい」の合図（手を挙げる動作とアイコンタクト）をしましょう！
- 横断歩道は歩行者優先！！
歩行者が通過するのを確認した後、発進しましょう！



渡れない横断歩道の情報提供メールBOX

昨年、12月1日から兵庫県警察ホームページを活用して、県民の皆様から渡れない横断歩道に関する情報提供を受け付け、同横断歩道において啓発活動や交通指導取締り等を実施しています。



渡れない横断歩道の情報提供メールBOX

緊急時は110番通報をしてください！

※聴覚・言語が不自由な方、音声による110番通報が困難な状況な方のみ、「110番アプリ」、「ファックス110番」をご利用ください。



こんな横断歩道はイヤだ！



- 渡ろうとしても車が止まってくれない・・・
- 渋滞等で停車する車が横断歩道を塞いで・・・
- 白線が薄くて、見えにくい・・・

あなたのまちのこんな横断歩道はイヤだ！
の情報お寄せ下さい。

夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

横断歩道手前減速運動の周知徹底

ダイヤモンドを見たら、アクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者を認めた場合に確実に停止できる準備をしましょう！！

「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同事業所の募集

■ 目的

ドライバーの横断歩道での歩行者優先意識を徹底するため、事業者が「横断歩道歩行者優先宣言」を行い、宣言書を事業所等に掲示するとともに、その内容を実践していただくことにより、社会全体で横断歩道での歩行者を優先する意識の向上を促していきます。

■ 対象（県内の事業所）

トラック、タクシー、バスの運輸・運送関連事業所などのほか、業務車両を所有する全ての事業所が対象です。

■ 募集方法

● 兵庫県交通安全室への応募

兵庫県ホームページに掲載の賛同書（様式1号）に必要事項を記入（入力）していただき、応募先までメール又はFAXで送付してください。

後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

● 警察署交通課窓口（交通総務係）における応募

賛同書をお近くの警察署へお持ち込みいただき、申し込むことができます。

賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。

後日、警察署から宣言書をお渡しします。

【応募先】

〒650-8567（固定郵便番号のため住所省略可）

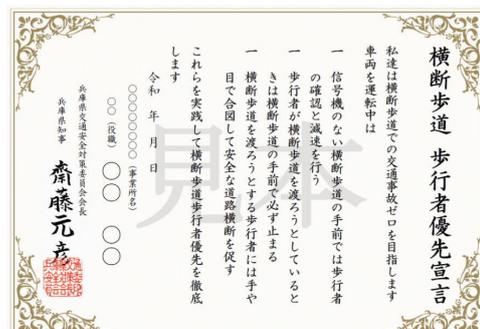
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部生活安全課交通安全対策班

TEL：078-362-3879（直通）

FAX：078-362-4465

MAIL：seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp



飲酒運転情報提供メール等の利用

兵庫県警察ホームページにおいて

- 飲酒運転情報提供メール
- あおり運転情報提供メール

が運用されています。

悪質・危険な飲酒運転やあおり運転を絶対に許さないためにも、情報提供をお願いします。

※ 緊急性がある場合は110番通報をお願いします。

安全運転管理者の業務拡充

令和4年4月1日から安全運転管理者の業務として、運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されました。

また、今後、安全運転管理者の業務として、アルコール検知器を用いた運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されます。

詳細は、兵庫県警察ホームページをご覧ください。

飲酒運転根絶!
たたかう! 武庫川女子
FIGHT! MUROGAWA GIRLS

飲酒運転は犯罪です!

交通安全のお願い!!

- 無理と油断は交通事故の元
- 交通ルールとマナーを守ろう
- 画面を見ながらの運転はやめよう
- 返ろう 横断歩道
- 事故防止 夕暮れ前から反射材
- 予測運転を避けよう
- 信号機のない横断歩道 渡るよとする歩行者がいれば、一時停止

飲酒運転追放「三ない運動」

- 酒を飲んだら車を運転しない
- 運転する時は酒を飲まない
- 運転するには酒を飲ませない

項目	違反点	処分	
酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点 免許取消し	
酒気帯び	0.15mg/ℓ以上 0.05mg/ℓ未満又は 0.02mg/ℓ未満	25点 13点	免許取消し 免許停止

一般財団法人兵庫県交通安全協会・一般社団法人兵庫県自家用自動車協会連合会・兵庫県警察

ハイビームの活用 ～原則ハイビーム～

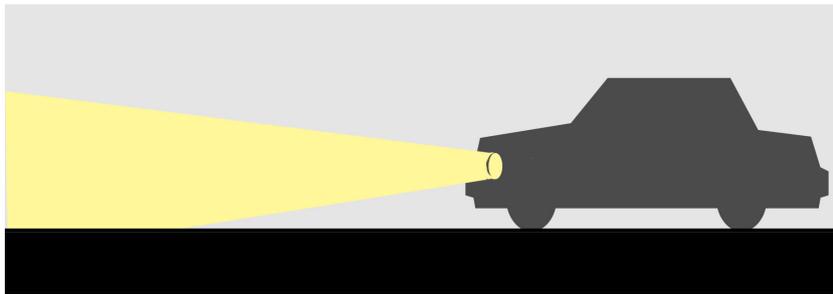
- ドライバーは夕暮れ時の早めのライト点灯を実践し、ハイビームを活用して歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

点灯推奨時間 午後5時（4月～9月）

- ハイビームとロービームの違い

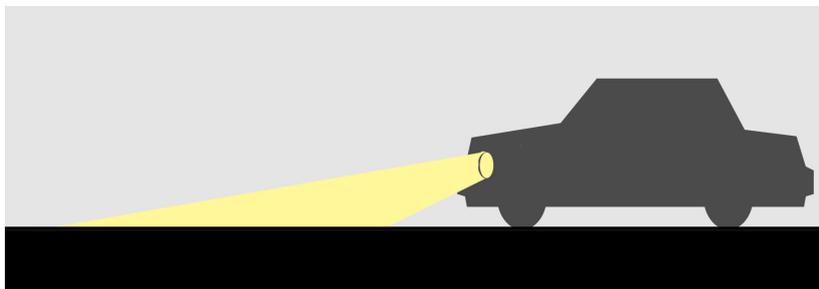
ハイビーム（上向き）・・・正式名称は「走行用前照灯」

照射距離約100メートル



ロービーム（下向き）・・・正式名称は「すれ違い用前照灯」

照射距離約40メートル



※ 注意点

ハイビームは他の車両等を眩惑させるおそれがありますので、対向車と行き違うときや他の車の直後を通行するときは、前照灯を減光するかロービーム（下向き）に切り替えましょう。

夜間の安全運転のポイント

- 1 暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用
- 2 交通量の多い市街地等を走行する場合や対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走行
 - ※ 対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。
- 3 昼間より速度を落とした運転

自転車の交通ルール遵守の徹底

- 本年7月末現在、自転車関連の交通事故件数が減少傾向にある一方で、自転車乗車中の死者は増加しており、その多くに法令違反が認められることから、自転車利用者に対する交通ルールの周知徹底が必要です。

【県下の自転車関係事故等発生状況】

区分 年別	県下			自転車関係事故		
	件数	死者	傷者	件数(構成率)	死者(構成率)	傷者(構成率)
平成24年	34,056	179	42,073	7,794 (22.9%)	23 (12.8%)	8,066 (19.2%)
平成25年	32,734	187	40,273	7,400 (22.6%)	23 (12.3%)	7,633 (19.0%)
平成26年	30,118	182	36,894	6,821 (22.6%)	25 (13.7%)	7,011 (19.0%)
平成27年	28,542	171	35,203	6,205 (21.7%)	29 (17.0%)	6,354 (18.0%)
平成28年	27,340	152	33,397	5,945 (21.7%)	30 (19.7%)	6,087 (18.2%)
平成29年	26,791	161	32,878	6,207 (23.2%)	21 (13.0%)	6,411 (19.6%)
平成30年	24,667	152	29,945	5,881 (23.8%)	13 (8.6%)	6,083 (20.3%)
令和元年	22,896	138	27,501	5,716 (25.0%)	24 (17.4%)	5,911 (21.5%)
令和2年	17,352	110	20,489	4,311 (24.8%)	23 (20.9%)	4,462 (21.8%)
令和3年	16,929	114	20,043	4,344 (25.7%)	12 (10.5%)	4,456 (22.2%)
令和3年 7月末	9,522	61	11,240	2,458 (25.8%)	5 (8.2%)	2,523 (22.4%)
令和4年 7月末	9,197	72	10,881	2,359 (25.6%)	14 (19.4%)	2,410 (22.1%)
増減数	-325	11	-359	-99 (-)	9 (-)	-113 (-)

自転車の事故防止のポイント

- 1 自転車乗用中はヘルメット着用
- 2 夜間はライト点灯
- 3 自転車も「車両の仲間」であることを認識し、安全確認を徹底

※ 道路交通法の改正に伴い、今後、全ての自転車利用者へヘルメット着用の努力義務が課されます。